

第19回 長野県公文書審議会

【 会議事項 】

- 1 会長の選出 … 2 ページ
- 2 令和6年度 廃棄予定公文書ファイルに係る
廃棄判断についての意見聴取 … 3 ページ
- 3 令和5年度 公文書の管理状況及び特定歴史
公文書の保存等の状況の報告 … 5 ページ

1 会長の選出

長野県公文書審議会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、長野県公文書等の管理に関する条例（令和2年長野県条例第8号）第31条の規定により、長野県公文書審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会長)

第2条 審議会に会長を置き、委員が互選する。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめ会長が指名した委員がその職務を代理する。

(会議)

第3条 審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 審議会の会議は、長野県公文書等の管理に関する条例第23条第1項の規定による諮問に係る調査審議の手続きを除き、公開する。ただし、会長は、必要があると認めるときは、審議会に諮って、これを公開しないことができる。

(委任)

第4条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

2 令和6年度廃棄予定公文書ファイルの意見聴取

資料2 参照

1 R5末保存期間満了公文書ファイルの措置（暫定値）

（単位：ファイル）

計	廃棄	移管	延長
123,404	105,920	1,582	15,902

2 意見聴取の流れ

第19回審議会（9/17）

第20回審議会（10/18）

第21回審議会（12/13）

審議対象 **28,982** 件

※知事部局（会計局、地域振興局）
+ 他の実施機関（警察本部以外）

審議対象 **35,616** 件

※警察本部

審議対象 **41,322** 件（見込み）

※知事部局
（会計局、地域振興局以外）

現物確認 192 件

3 廃棄予定公文書ファイルに係る知事の意見（第19回分）

（単位：ファイル）

計	廃棄適当	廃棄不適当
28,982	28,945	37

【廃棄不適当の観点】

- ① 過去の審議会において「廃棄不適当」と判断された公文書ファイルと同内容のもの [32 件]
- ② 公文書管理規程別表において、保存期間満了後の措置が「移管」に該当するもの [5 件]
- ③ 昭和27年以前に作成されたもの [0 件]

4 現物確認タイムテーブル

時間	所要時間	内容
13:05 ~ 15:15	130 分	現物確認
15:15 ~ 15:25	10 分	休憩
15:25 ~ 16:45	80 分	廃棄審議

管理状況報告の概要

